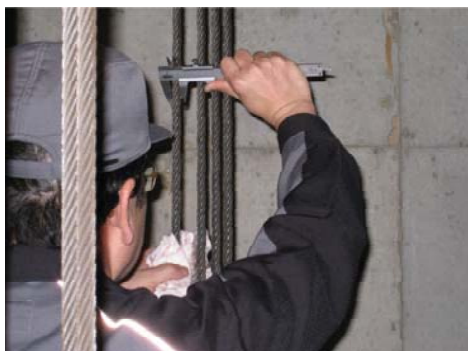


③昇降機

これまで

●ブレーキパッドの摩耗
目視により検査（不適合の判定基準は摩耗がはなはだしく制動力の維持が困難な場合）

●主索の損傷
目視によりJISの基準を満たしていることを検査（満たしていなければ不適合）



平成20年4月1日以降

摩耗の程度を測定し検査結果表に測定値を明記（測定値により結果の判定を行う場合）するとともに、結果の判定基準を明確化

目視により一定の基準（おおむねJISの基準を告示に規定することにより判定基準の法令上の位置づけを明確化）を満たしていることを検査

検査結果の報告の際に、主索（最も摩損したものの）、ブレーキパッドの状況がわかる写真を添付

④遊戯施設

これまで

●車輪軸等のき裂
1年に1回、探傷試験により検査



平成20年4月1日以降

目視で検査するとともに、探傷試験を次のとおり実施

- 人力走行ものは5年に1回
- 定常走行速度が40km/h未満のものは3年に1回
- それ以外は1年に1回
- その他目視により検査して異常があった場合

検査結果の報告の際に、車輪軸等の探傷試験の結果を添付

仙台市都市整備局住環境部建築指導課構造監理係
TEL：022-214-8299 FAX：022-211-1918

発行：仙台市（国土交通省発行パンフレットを一部修正・抜粋し作成）
資料提供：（財）日本建築防災協会、（財）日本建築設備・昇降機センター

平成20年4月1日から建築基準法第12条に基づく

定期報告制度が 改正されました



～改正のポイント～

仙 台 市